

運営指導等の留意点・指摘事項について

介護保険施設・老人福祉施設

(令和5年10月～令和6年9月)

和歌山県介護サービス指導課

令和6年11月

運営指導等の留意点・指摘事項について(介護保険施設・老人福祉施設)

はじめに

運営指導等における主な指導事項等を取りまとめましたので、各施設において自己点検を行っていただき、健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業の実施にご活用ください。

介護老人保健施設

入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 第2の6(24)⑥

入所前後訪問指導加算(Ⅰ)については、留意事項において、入所前後訪問指導を入所者及び家族等のいずれにも行う必要があるが、入所者に対する入所前後訪問指導を行っていなかったため、入所者及び家族等のいずれにも指導を行うこと。

○入所前後訪問指導加算について

⑥入所前後訪問指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。

介護老人保健施設

経口維持加算(Ⅰ)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 第2の6(30)

経口維持加算(Ⅰ)については、留意事項において、月1回以上、多職種共同により、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行う必要があるが、会議等の実施が行えていなかったため、今後は月1回以上会議等を実施すること。

イ(略)

□ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行うこと。また、当該経口維持計画の作成及び見直しを行った場合においては、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護福祉施設サービスにおいては、経口維持計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとする。入所者の栄養管理をするための会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

養護老人ホーム

入浴について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第18条第7項

自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を実施しなければならないが、健康上の理由等で入浴を実施できない入居者に対して、清拭が行えていない期間があったため、1週間に2回以上適切な方法により、入浴又は清拭を実施すること。

○養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

養護老人ホーム

勤務体制の確保等について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第23条
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5条9(1)

勤務表について、栄養士の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員の兼務関係を勤務表上明確にすること。

○養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

解釈通知第5条9(1)

養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすること。

養護老人ホーム

事故発生防止委員会について 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第29条第1項第3号

令和4年度において、事故発生防止委員会を実施していなかったため、実施すること。

○養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

身体拘束等の禁止について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第10章7(1)
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第8章8(1)

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催することとなっているが、開催できていなかったため、3月に1回以上開催すること。

- 身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

非常災害対策について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第9章6(1)

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章6(1)

定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこととなっているが、実施されていないため、実施すること。

○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

ナースコールの設置状況について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第6章3
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第5章

ナースコールがすぐに押せる場所がない、又は設置していない居室があったため、改善及び設置をすること。

○緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

運営懇談会について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第9章11

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章11

運営懇談会を設置・実施できていないため、設置・実施すること。

○事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置すること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

虐待防止の措置について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第10章4
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第8章5

虐待防止の措置について実施できていないため、改善が必要なものについては下記に則り、改善をはかること。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

事故発生防止のための委員会の開催について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第13章8(3)
和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第10章7(3)

事故発生の防止のための委員会を定期的に行うこととあるが、委員会が行われていなかったため、行うこと。

○事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

サービス付き高齢者向け住宅

構造及び設備について

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第5章
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

共同利用施設として登録されている談話室が、事務所として利用されている。そのため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条に規定する規模の基準が不適合となっているので改善すること。

○和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第5章(規模、構造及び設備)

サービス付き高齢者向け住宅の規模、構造及び設備については、法及び法に基づく政省令、告示、通知等に規定する基準に適合するほか、別に定める「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の審査に係る判断基準について」(平成23年10月25日施行)に適合させること。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(規模の基準)

国土交通省令・厚生労働省令で定める規模は、各居住部分が床面積二十五平方メートル(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、十八平方メートル)とする。